

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- …(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…

公告

- 里山保全地域の指定案及び保全計画案(二件)……………
- …(環境局自然環境部緑環境課)…
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)…

告示

●東京都告示第百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年二月九日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
清瀬市竹丘三丁目千二百七番一の一 令和八年一月十日
部及び同番十六 九日
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(東村山市本町一丁目二十三番地九)

●東京都告示第百八号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月九日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社ファーストグリーン
- (二) 代表者氏名 代表取締役 森 久人
- (三) 主たる事務所の所在地 墨田区緑一丁目十八番四号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇九九一六号
- (五) 免許年月日 令和五年十月六日
- 二 処分年月日 令和八年一月三十日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第百九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和八年二月九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 都道八王子町田線
- 二 指定する区間 町田市根岸町千十一番七地先から同市忠生一丁目十三番一地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

里山保全地域の指定案及び保全計画案について

東京における自然の保護と回復に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。)第十七条第一項第三号に規定する里山保全地域の指定案及び条例第十八条第一項に規定する保全計画案を次のとおり策定したので、条例第十七条第四項及び条例第十八条第四項において準用する条例第十七条第四項並びに東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十九号)第九条の規定により公告し、縦覧に供する。

令和八年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 保全地域の指定案

- (一) 種別 里山保全地域
- (二) 名称 町田三輪里山保全地域
- (三) 位置 町田市の東部に位置する三輪地区の区域
- (四) 区域 別表及び別図一に示す区域
- (五) 面積 十二万六千三百二十七平方メートル

二 保全計画案の概要

- (一) 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し、樹林地や三つの谷戸等から構成され、かつての里山環境が残っている。

区域内の樹林地では、タマノカンアオイ、キンラン、ツチアケビ等の希少な植物が生育し、谷戸では、水田をはじめとする湿地や周辺の水路において、イトトリ

- (二) 自然の保護と回復のための方針

ゲモ、ミゾハコベ、キクモ等の水生植物や湿生植物、ニホンアカガエル等のカエル類、ゲンジボタル等の水生昆虫、ホトケドジョウ等の魚類といった希少動植物が生息・生育している。特に、南谷^{みなみやと}一帯では、希少な動植物が多数確認されている。

当区域の樹林地、それに連続した水田や水路等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。

また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全、回復するための取組を次のように実施していく。

ア 希少な動植物の生息・生育環境

樹林地、水田、水路等を一体的に保全し、キクモ、ニホンアカガエル、ホトケドジョウ等の希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

イ 樹林環境

多摩丘陵に残存する樹林環境の保全に向け、コナラ群落等の保全と回復を図る。

ウ 里山環境

水田等が広がる里山環境を維持管理し、水草、カエル類、水生昆虫、魚類といった動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

エ 水域環境

谷戸周辺のため池や水路にみられる水草、カエル類、水生昆虫、魚類といった動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

オ 外来種対策

特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除及び侵入防止に努める。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、条例第十八条の保全計画に基づき、条例第二十条にて実施する保全事業については、規制の対象としない。

(四) 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、(二)の方針を踏まえ、目標植生及び植生の管理方針を次のように定めた。

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

ア シイ・カシ二次林

常緑広葉自然林の構成種であるシイ・カシの二次林は、基本的に手は加えず、植物の遷移に委ねる。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

イ コナラ群落

二次林の構成種であるコナラの主木は適宜、萌芽更新を実施する。

主に、ササ類や低木(アズマネザサ、シラカシの実生等)を対象とした下刈りや伐採を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キンラン等明るい林床を好む植物の保全を図る。

ウ アズマネザサ群落

繁殖力が強いいため、現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。

エ オギ群集

繁殖力が強いいため、現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。

オ スギ・ヒノキ・サワラ植林

植林の構成種であるスギ・ヒノキ・サワラの主木には基本的に手を加えず、植生の遷移に委ねる。

林相の状況によっては、コナラ群落、他の植生への移行も検討する。

カ 竹林

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁殖を抑制する。

キ 畑地

繁殖力が強いいため、現状の生育範囲から拡大しないよう抑制する。

ク 水田雑草群落

林床のササ類や低木（アズマネザサ、アオキ等）が繁殖しすぎた場合は、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を検討する。

基本的地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続する。

基本的な地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、希少な動植物の生息・生育環境を保全する。放棄水田等となった場合も、既往の水田耕作と同様のスケジュールで耕耘・水入れすることで、攪乱依存型の水生植物等の生育環境の保全を図る。

多様な湿地環境の創出を図るため、谷戸全体の状況をみたとで、冬季湛水を継続する。

ケ 放棄水田雑草群落

多様な湿地環境を維持し、希少な水生動植物の生息・生育環境を保全、回復する。復田が可能な場合は、水田雑草群落の再生を試みる。

コ 開放水域（水路）

ササ類や低木などの湿地への拡大を抑制する。谷戸最奥部に存在する薄暗い湿地は、希少種（ヒクイナ、マユタテアカネ等）の生息地として、基本的に手は加えず現状を維持する。

ク 開放水域（ため池）

多様で植生豊かな水域環境を維持し、特に流水環境に依存するゲンジボタルやホトケドジョウ等の希少な水生生物の生息環境を保全、回復する。

シ 全域共通

特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除に努める。

(五) 施設に関する事項

施設内には、保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩場等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。また、保全地域の活用を図り環境学習を促進するた

めに案内板や解説板等を、地域に生息・生育する動植物を保護するために制札板や人の立入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

（二）の方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次のように利活用を推進する。

ア 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。

イ 耕作地は、稲作を通じた農業体験などの場としての活用も検討する。

ウ ア及びイの実施に当たっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。

(七) 野生動物保護地区の指定に関する事項

ニホンアカガエルをはじめとする希少な湿地の生物を保護するため、条例第二十五条の規定に基づき、区内の北側に位置する南谷の一部を野生動物保護地区に指定する。

ア 指定区域

区域内の南谷の一部（別図二に示す区域）
イ 面積
約一・〇ヘクタール

ウ 保護すべき野生動物の種類

条例第二十五条第三項の規定に基づき、野生動物保護地区に生息・生育する次に掲げる動植物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。

- 植物 イトトリゲモ、ミゾハコベ及びキクモ
- 両生類 ニホンアカガエル

三 里山保全地域の指定案及び保全計画案の縦覧

(一) 縦覧の期間 令和八年二月九日から同月二十二日まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第十号) に定める休日を除く。)

(二) 縦覧の時間 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

(三) 縦覧の場所

- ア 東京都環境局自然環境部緑環境課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
- イ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号
- ウ 町田市都市づくり部公園緑地課
町田市森野二丁目二番二十二号

四 意見書の提出

(一) 里山保全地域の指定案及び保全計画案について意見のある当該地域の住民及び利害関係人は、令和八年二月二十二日までに、知事に意見書を提出することができる。

(二) 意見書には、意見の要旨並びに氏名及び住所を記載すること。

(三) 意見書の提出先

東京都環境局自然環境部緑環境課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
別表

町田市三輪町字十四号千百三十六番一、千百三十六番二、千百三十七番から千百四十番まで、千百四十七番から千百四十九番まで、千百五十番一、千百五十番二、千百五十一番から千百五十七番まで、千百五十九番二、千百五十九番三、千百六十番から千百七十四番まで、千百七十五番一、千百七十六番一、千百七十七番一、千百七十八番から千百八十三番まで、千百八十四番一、千百八十四番二、千百八十五番、千百九十四番、千百九十五番一、千百九十五番二、千百九十六番から千二百番まで、千二百一番一、千二百一番二、千二百二番から千二百四番まで、千二百五番一、千二百五番二及び千二百六番から千二百八番まで

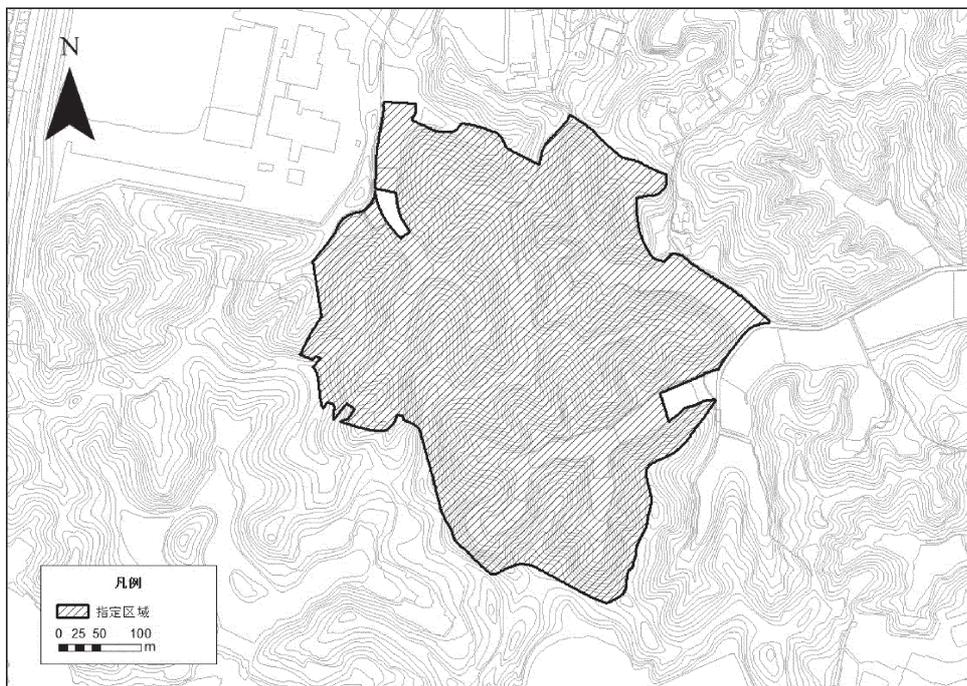
町田市三輪町字十五号千二百九番から千二百十九番まで、千二百二十番一、千二百二十番二、千二百二十一番から千二百三十六番まで、千二百三十七番一から千二百三十七番三まで、千二百三十八番から千二百四十三番まで、千二百四十四番一、千二百四十四番二、千二百四十五番、千二百四十六番一、千二百四十六番二、千二百四十六番四から千二百四十六番八まで、千二百四十六番十及び千二百四十六番十一

町田市三輪町字十六号千二百五十番一、千二百五十番二、千二百五十四番一から千二百五十四番三まで、千二百五十六番一から千二百五十六番三まで、千二百五十七番一、千二百五十七番二、千二百六十番一、千二百六十番二、千二百

百六十一番、千二百六十二番一から千二百六十二番三まで、千二百六十三番から千二百六十五番まで、千二百六十六番一から千二百六十六番三まで、千二百六十七番から千二百七十四番まで、千二百七十五番一から千二百七十五番四まで、千二百七十六番一、千二百七十六番二、千二百七十七番から千二百八十五番まで、千二百八十七番、千二百九十一番から千二百九十五番まで、千二百九十七番から千三百二番まで、千三百三番一、千三百三番二、千三百三十九番から千三百二十三番まで、千三百二十四番一から千三百二十四番三まで、千三百二十五番、千三百二十六番一から千三百二十六番三まで、千三百二十七番、千三百二十八番、千三百二十八番二、千三百二十九番一、千三百二十九番二及び千三百三十番から千三百三十六番まで
町田市三輪町字十七号千三百四十九番

別図 1

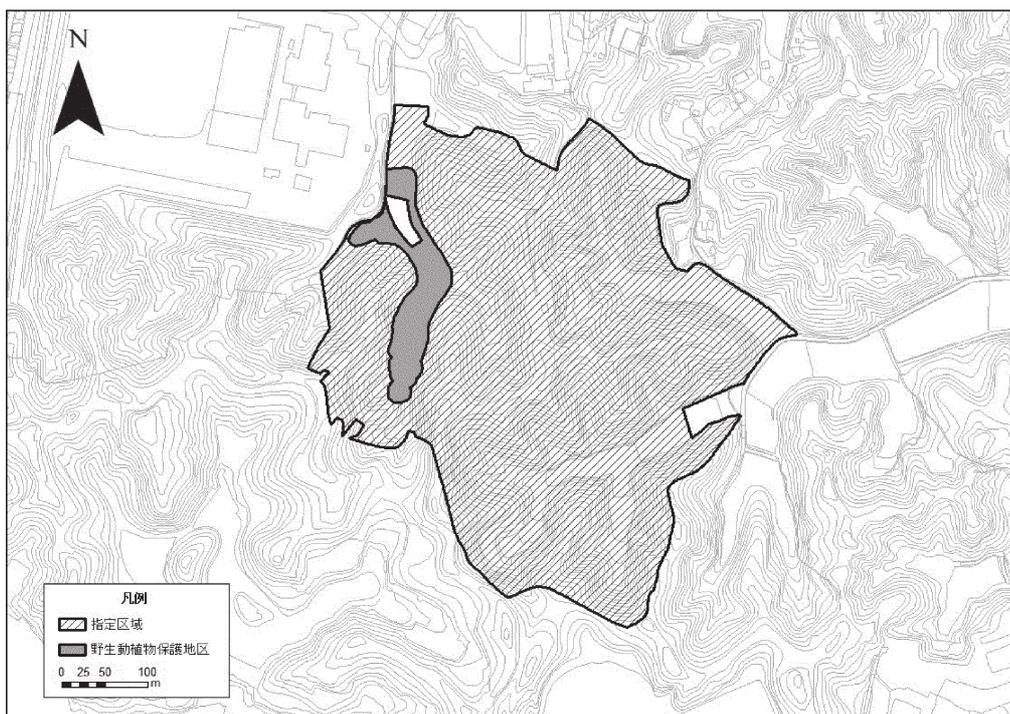
三輪里山保全地域 区域図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (4都市基交第 187号) して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

別図 2

野生動植物保護地区対象地



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (4都市基交第 187号) して作成したものである。
無断複製を禁ずる。

里山保全地域の指定案及び保全計画案について

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号。以下「条例」という。）第十七条第一項第三号に規定する里山保全地域の指定案及び条例第十八条第一項に規定する保全計画案を次のとおり策定したので、条例第十七条第四項及び条例第十八条第四項において準用する条例第十七条第四項並びに東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十九号）第九条の規定により公告し、縦覧に供する。

令和八年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 保全地域の指定案

- (一) 種別 里山保全地域
 - (二) 名称 町田三輪沢山里山保全地域
 - (三) 位置 町田市の東部に位置する三輪地区の区域
 - (四) 区域 別表及び別図に示す区域
 - (五) 面積 二万四千五百八十八平方メートル
- 二 保全計画案の概要

(一) 自然の概況及び特質

当区域は、多摩丘陵の中央部に位置し、鶴見川水系の流域に含まれ、樹林地や果樹園、畑地等によりモザイク状に構成され、かつての里山環境が残っている。また、当区域には、沢山城跡が含まれており、空堀や土塁等の遺構が地形として現在も残り、動植物の重要な生息・生育環境として機能している。樹林地の林床では、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類、林縁

や農耕地周辺には、ワレモコウやキツネノカミソリ等の植物が生育している。

鳥類では、エナガ等の森林性の種に加え、モズ、オナガ等の林縁・農耕地に生息する種が、昆虫類では、マユタテアカネ等の水辺を利用する種も確認され、鶴見川等の周辺環境とのつながりがみられる。

(二) 自然の保護と回復のための方針

当区域の樹林地や林縁、農耕地等における生物多様性を保全するとともに里山環境を確保する。

また、希少な動植物をはじめ、在来の動植物の保全に向けて、生息・生育環境を保全、回復するための取組を次のように実施していく。

ア 希少な動植物の生息・生育環境

樹林地、林縁、農耕地等を一体的に保全し、タマノカンアオイ、キンラン、シダ類等の希少な動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

イ 樹林環境

多摩丘陵に残存する樹林環境の保全に向け、コナラ群落、竹林等の保全と回復を図る。

ウ 里山環境

果樹園、畑地等が広がる里山環境を樹林環境と一体的に保全管理し、動植物の生息・生育環境の保全と回復を図る。

エ 外来種対策

特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除及び侵入防止に努める。

(三) 自然の保護と回復のための規制に関する事項

条例第二十四条の規定に基づき、建築物その他の工

作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更、土石の採取、木竹の伐採等の規制を行う。

なお、条例第十八条の保全計画に基づき、条例第二十条にて実施する保全事業については、規制の対象としない。

(四) 植生管理に関する事項

当区域における植生の現況を整理し、(二)の方針を踏まえ、目標植生及び植生の管理方針を次のように定めた。

当区域については、現存植生と目標植生を同一とし、これに従い適切な時期や頻度で管理作業を行うことにより、生物多様性の保全を図っていく。

ア シラカシ群落

常緑広葉自然林の構成種であるシラカシ群落は、基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

イ スタジイ群落

常緑広葉自然林の構成種であるスタジイ群落は、基本的に手は加えず、植生の遷移に委ねる。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

ウ ケヤキ群落

落葉広葉樹自然林の構成種であるケヤキ群落は、屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全し大径木化を図る。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

エ エノキ群落

落葉広葉樹自然林の構成種であるエノキ群落は、屋敷林の構成種であり、原則として現状のまま保全し大径木化を図る。

林床の植物を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

オ コナラ群落

二次林の構成種であるコナラの主木は適宜、萌芽更新を実施する。

主に、ササ類や低木（アズマネザサ、シラカシの実生等）を対象とした下刈りや伐採を適宜行い、明るい樹林環境を維持することで、キンラン、ヤマユリ、オオバギボウシ等明るい林床を好む植物の保全を図る。

カ サクラ等植林

植林の構成種であるサクラ等の植林は原則として現状のまま保全し、エナガ等の落葉広葉樹林を好む種の生息環境を保全する。

林床の植物（キンラン、ニリンソウ等）を保全するため、下層植生の繁茂を抑制する。

キ スギ・ヒノキ植林

植林の構成種であるスギ・ヒノキの主木には基本的に手を加えず、植生の遷移に委ねる。

林相の状況によっては、コナラ群落等、他の植生への移行も検討する。

林床の植物（エビネ・キンラン等）を保全するため、アズマネザサ等の繁茂を抑制する。

ク 竹林

現在の生育範囲から拡大しないよう抑制する。

コナラ林内等、他植生にパッチ状に残存している竹林は除伐してコナラ林へ移行する。

下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。

ケ 植栽樹林群

基本的に主木は保全する。

下層植生については、生息・生育する動植物の状況に合わせて、順応的な下刈りや伐採を実施する。

コ 果樹園

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、モズやオナガ等の農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。

サ 畑地

基本的に地権者や耕作者の意向に沿って、耕作を継続し、モズやオナガ等の農耕地を餌場とする鳥類等の生息環境を保全する。

シ 全域共通

特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の積極的な防除に努める。

(五) 施設に関する事項

地域内には、保全活動等を実施するに当たり必要な施設として、トイレ、休憩場等の活動拠点施設や使用機材を収納する倉庫等を適宜設置する。

また、保全地域の活用を図り環境学習を促進するため、案内板や解説板等を設けるとともに、地域に生息・生育する動植物を保護するため、制札板や人の立ち入りを制限する柵等を必要に応じて設置する。

なお、整備に当たっては景觀に配慮する。

(六) 保全地域の活用その他の運営に関する事項

(二)の方針を踏まえた植生管理の実施、施設の整備や保全地域の活用等の保全事業を進めるために、関係機関等で構成する協議の場を必要に応じて設ける。

また、地権者等と協議の上、都民等と協働して次のように利活用を推進する。

ア 地域内においては、都民の自然との触れ合いや緑地保全活動、環境学習などの場として活用する。

イ 耕作地は、農業体験などの場としての活用も検討する。

ウ ア及びイの実施に当たっては、都民ボランティア・企業・教育機関等の多様な主体と連携して取組を実施する。

エ その他、関係機関等と協議しながら必要に応じて取組を実施する。

三 里山保全地域の指定案及び保全計画案の縦覧

(一) 縦覧の期間 令和八年二月九日から同月二十二日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

(二) 縦覧の時間 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分まで

(三) 縦覧の場所

ア 東京都環境局自然環境部緑環境課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

イ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号

ウ 町田市都市づくり部公園緑地課

町田市森野二丁目二番二十二号

四 意見書の提出

(一) 里山保全地域の指定案及び保全計画案について意見のある当該地域の住民及び利害関係人は、令和八年二月二十二日までに、知事に意見書を提出することができる。

(二) 意見書には、意見の要旨並びに氏名及び住所を記載すること。

(三) 意見書の提出先

東京都環境局自然環境部緑環境課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎

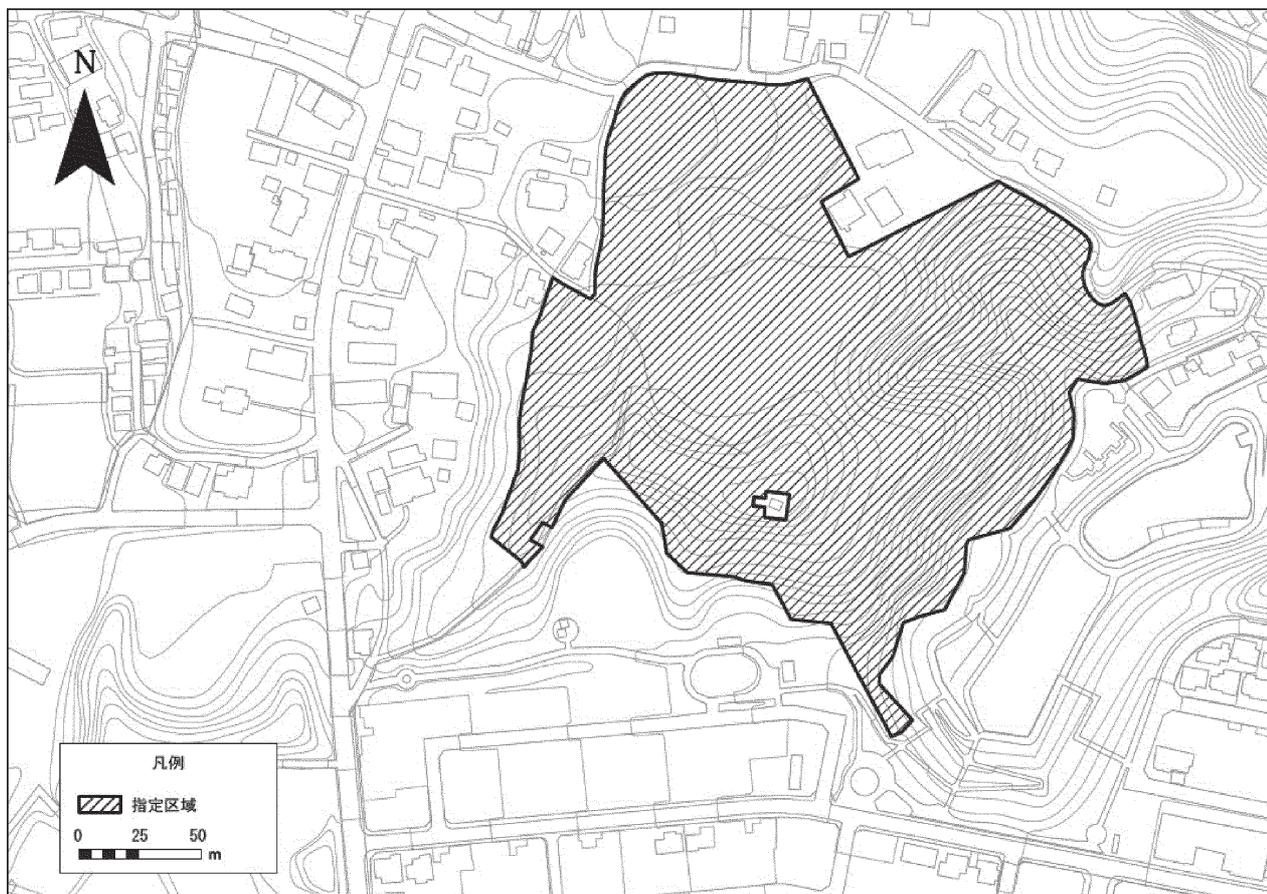
十九階

別表

町田市三輪町字二十三号千八百八十七番一、千八百八十八番一、千八百八十九番一、千八百九十二番一の一部、千八百九十二番三、千八百九十三番一の一部、千八百九十三番二、千八百九十七番一から千八百九十七番三まで、千八百九十八番、千八百九十九番一、千八百九十九番二、千九百番、千九百一番、千九百二番一、千九百二番二、千九百三番、千九百四番、千九百二十八番二の一部及び千九百二十九番の一部

別 図

三輪沢山里山保全地域 区域図



※この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（7都市基交第 354 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

都市計画道路事業の施行について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和八年二月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の種類及び名称
 別表のとおり

二 施行者の名称
 東京都

三 事務所の所在地
 新宿区西新宿二丁目八番一号

四 事業地の所在
 別表のとおり

別表

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所
府中都市計画道路事業三・四・三号狛江国立線	東京都府中市是政三丁目、是政六丁目、矢崎町三丁目、矢崎町四丁目、南町一丁目及び南町六丁目地内	令和八年一月五日	北多摩南部建設事務所
		関東地方整備局告示第一号	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

